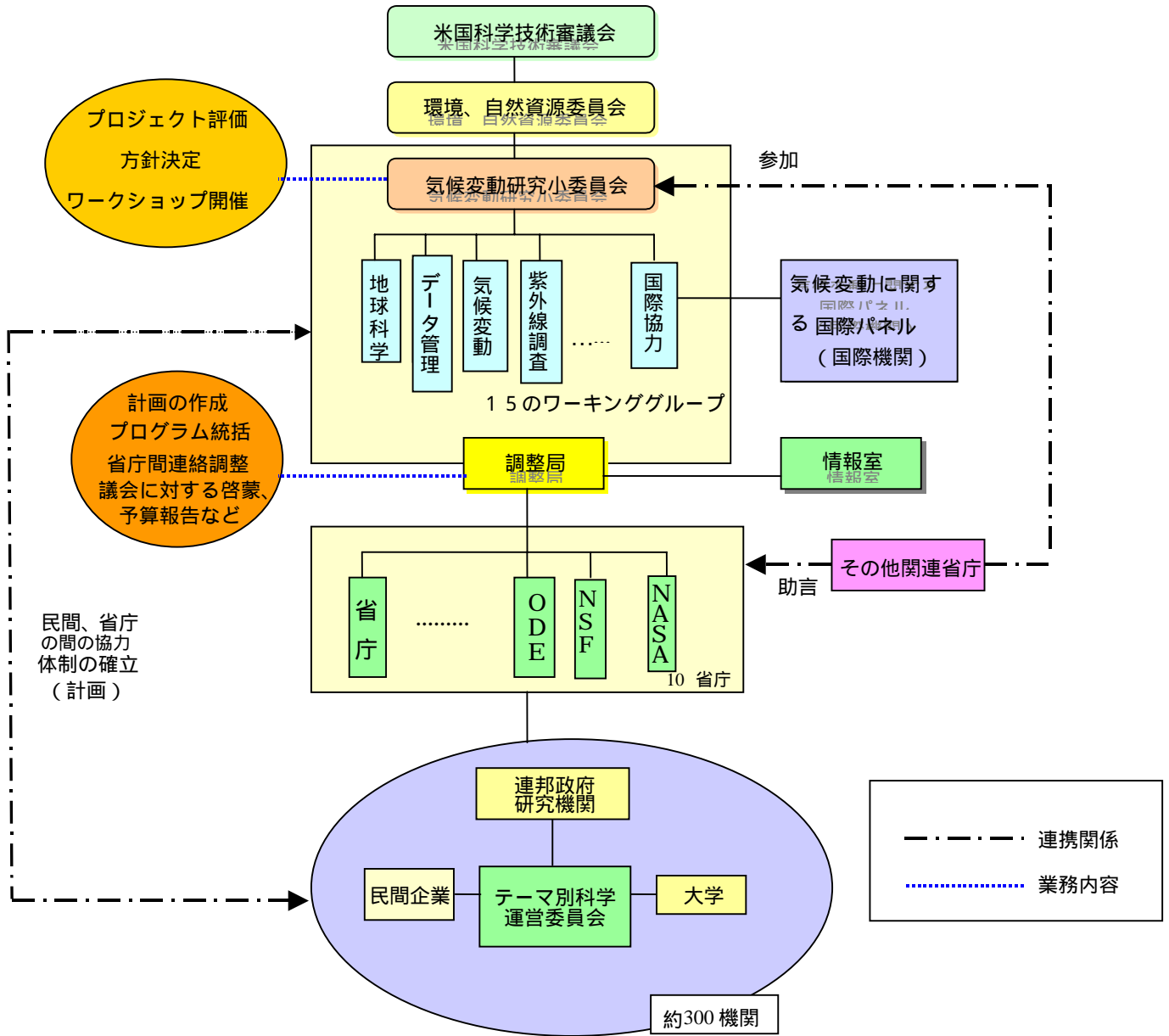


米国 気候変動研究プログラム

参考資料 3



米国気候変動研究プログラム

経緯：

1989年ブッシュ大統領は大統領令を発令、各省庁が行っている環境プロジェクトを統括し、「気候変動研究プログラム」とすることを促した。

これを受け1990年議会は「気候変動研究法（Global Change Research Act）」法制化。

運営：

米国科学技術審議会 NSTC(National Science and Technology Council)内の環境、自然資源委員会(Committee on Environment and Natural Resources, CENR)の下部組織である「気候変動研究小委員会」(Subcommittee on Global Change Research)によって運営。

小委員会はプログラム参加省庁の課長や次官補レベルなどシニアレベルのスタッフによって構成。

主な役割は、プログラム全体の方針の決定、各プロジェクトの進捗具合の監視。

各プロジェクトの管理や、予算については各省庁に決定権があり、小委員会が干渉することはできない。

しかし、省庁が「気候変動研究プログラム」の一環として、新たなプロジェクトを始める際には小委員会においてその研究目標や活動内容がプログラムの趣旨に合ったものであるかどうか審査される。

小委員会は気候変動研究のワークショップを開催したり、レポートの発行も行う。

現参加機関：プログラム参加10省庁、大統領府科学技術政策局、大統領府行政管理予算局、国家研究員会、大統領府環境問題委員会、連邦海洋学調査室など、合計16機関。

事務的調整は調整局（各省からの出向スタッフと、参加省庁が費用を出して雇用している専門スタッフで構成）が行う。

予算：

2000年度：19億9,500万ドル、2001年度：17億4,200万ドル要求。

省庁のうち最も多く予算を受け取っているのは、航空宇宙局(NASA)で、2000年度11億2,400万ドル。全体の67%。

運営管理：

プロジェクト決定から予算管理まで、各省庁に大きな権限。

プログラムの目的に適合している限り、小委員会や調整局から強制されることは無い。

小委員会、調整局に予算や研究活動に関して命令する権限が無いいため省庁間のコーディネーションは必ずしもうまく行っているとは言えないのが現状。

(出典：主要科学技術分野の研究開発に関する海外動向調査

(環境部門)平成13年3月 内閣府・三菱総合研究所)